

令和3年度 四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会 会議録

1. 日 時:令和3年12月22日(水)

15時~17時

2. 場 所:四條畷市役所本館2階 ミーティングルーム

3. 出席者:(委員)9名

窪誠委員(会長)、河江文代委員(副会長)、青柳美喜委員、榎原芳子委員、
乗本良一委員、平田光司委員、守屋隆委員、山本敏秀委員、吉田一矢委員、
(敬称略)

(事務局)3名

山本(市民生活部長)

谷口(人権・市民相談課長代理兼主任)

上村(人権・市民相談課)

4. 案 件:(1)四條畷市人権行政基本方針に係る令和2年度実績報告について

(2)四條畷市人権行政基本方針 第5章の追加について

(3)その他

●事務局

それでは、定刻となりましたのでただ今から令和3年度四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会を開催させていただきます。私、本日の審議会の司会を務めさせていただきます人権・市民相談課の谷口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の審議会の出席者は、9人でございまして四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条の第2項に定める委員の総数の過半数を満たしておりますので本審議会は成立していることを申し添えます。また、この審議会につきましては、会議の公開に関する指針に基づき、公開といたしておりますのでよろしくお願いいたします。ただいまのところ傍聴人は0人でございます。それでは、初めに本審議会委員でありました澤田啓二様が本年6月にご逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。後任といたしまして、人権協会会長、吉田一矢様が12月1日より就任されましたのでご報告いたします。それでは吉田委員より自己紹介をお願いいたします。

●吉田委員

みなさんこんにちは。今、事務局の方からご案内いただきましたように本年6月に四條畷市人権協会の澤田前会長がお亡くなりになりました。澤田会長におかれては、自治会長としてまた、我々の人権協会の会長としてさまざまな実績をいただきました。澤田会長のモットーとしては、まずやってみようと言うことでいろいろ考えることはあったとしてもまずやってみようと言うことでご指導いただきました。その意思を継いで人権協会の会長という非常に大役ではありますが、後任ということで拝命させていただきました。この度、会長が活躍されておられました審議会におきましても会長の意思を継いで、市民のみなさまの人権フェアを守っていく、そういうまちづくりのために私も一躍担いたいという風に決意しておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。それでは早速ですが、本日の議事に入って参りたいと思います。窪会長議事進行よろしくお願いいたします。

●窪会長

ただいま紹介いただきました大阪産業大学の窪です。澤田委員におきましては、私たちも色々教えていただきました。地域生活の向上をめざしていた方だったので、大変ありがたい申し送りもいただいております。心よりご冥福をお祈りいたしたいと思います。それでは、案件1、四條畷市人権行政基本方針に関わる令和2年度実績報告について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

人権・市民相談課の上村です。私の方からご説明を申し上げます。まず、お配りの資料ですが、初めに令和2年度実績該当課一覧がございます。それと、令和元年度実績該当課一覧と2枚入れさせていただきます。本日の配付資料の中に入れており、これを一部、各委員さんから意見をいただいた部分も修正を加えながら対比も出来るように合計を入れさせていただきます。ご参照いただけたらと思います。各項目において、先ほどの実績該当課一覧にもありますように各それぞれの担当課から報告をいただいております。事前に配布の方をさせていただきながらご意見をいただきたいということをお願いしておりました。また、この場におきましてもご意見とご質問があればお伺いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。まず、山本委員と、乗本委員、文書で回答させていただきます。また、この部分で内容において追加があるようであれば、発言していただけたらと思います。山本委員において、人事室から出産補助休暇、育児休暇の取得率の前年対比ということで人事の方で詳細を出していただきました。現状では、今のその取得者数は、回答の欄に書いてあるとおりでございます。それと、令和2年度に規則改正がございまして育児参加休暇というのが、令和2年度に出来ていると聞いております。こういう中で、対象6人で取得者6人ということで、提示されております。それから、生活環境課の方で刊行物の具体例ということで、性別に捉われない内容の工夫ということでしたが、生活環境に確認しましたら、書いてあるとおりに令和2年度において「令和3年度ごみ収集表」を折り込みの窓口配架を行ったということと、それから前年度から内容修正を行う際は性別に捉われない内容となるように表現を工夫しているということ、それから環境フェスティバルのチラシ等も性別についての配慮から、記載等が無いようにという様な検討もされていたということ聞いております。それから子どもの人権についてということで、子ども政策課で、なわて子育て応援ブックの発行があります。この件に関して、当初は維持という形でありましたが、子ども政策課とお話をさせていただいたところ、平成29年3月になわて子育て応援ブックと平成31年4月に四條畷市子育ての手引きを発行、令和2年に2冊を1冊にまとめた訳ですが、既存の冊子をまとめたということもあり、維持にしてきたということで、これを予算無しで読みやすく1冊にまとめて改定したということから一点、既存の物はあるが結果的に1冊にまとめたところを評価して前進にということで、修正するというので、今回修正をさせていただきました。人権・市民相談課におきまして差別書き込みモニタリング事業への市民参加は考えないかということです。これにつきましては、令和2年度においてはモニタリング事業を実施しようということで学習会等を開催し、職員と人権協会会員と学習会をしました。令和3年度から人権協会に委託をして実施し、モニタリングを毎週月曜日に協会の相談員にチェックをしていただいているという状況です。今のところ侵害の要件については、報告は受けておりません。市民参加はということですが、現在人権協会に委託しており、作業をしているところでございます。続いて、総務課ですが、個人情報保護と行政情報の開示ということで、個人情報の主務課、担当課は総務部総務課です。個人情報保護の収集保護についてのチェック項目ありますかということです。これも回答いただいているのですが、具体的なチェック項目ありませんが、個人情報の保護として個人情報

取扱事務登録簿の作成、収集の制限、使用及び提供の制限、その他個人情報に係る規定があり、四條畷個人情報保護条例、第 2 章、第 1 節で市職員はこれらの規定に基づいて業務を行っていますということでございます。それと、不要な個人情報を収集していませんかということでございます。個人情報の保護として個人情報を収集するときは個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。四條畷個人情報保護条例第 7 条第 1 項の規定があり市職員はこの規定に基づいて業務を行っていますということです。続いて個人情報の収集保護について各課への定期点検の呼びかけをすべきではないかということです。職員の個人情報保護意識の醸成のため、新採職員向けの研修及び全職員向けのマイナンバーの取り扱い等を含んだ情報セキュリティ研修を毎年実施しています。また、本市の特定個人情報の取り扱いについては、個人情報保護委員会事務局宛に毎年、定期報告を行っており、大きな指摘を受けてないことから一定の水準を確保していると認識しています。続いて裏面なのですが、乗本委員からいただいております。障がいのある人の人権について、障がい福祉課ですが、行動指針で理解促進を謳っているが、実績は支援に留まっている。毎年、障がい者への理解促進の検証を実施していますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、当事者の基本に沿った支援を行いましたということです。人権相談救済ということで、差別を解消するための取り組みを行ったとしている。具体的中身を教えてほしい。障がい当事者、事業所職員など、関係機関で構成されている障がい者差別解消支援地域協議会において、大阪府より講師を招き、差別解消協議会の役割について、事例報告などの研修などを行いました。続いて子ども人権について青少年課です。人権に係る啓発や学習機会の提供を行ったとしている。提供の具体的な中身と参加参画の状況を教えて欲しい。ふれあい教室の指導員に対して、市主催の人権研修、DVD の動画配信を提供しました。今回のテーマは「新型コロナウイルス感染症と人権」で、講師は天理大学人権学部総合教育研究センターの富田稔さんで参加者 24 名ということで随時視聴していただいたということを聞いております。その他ですが、人権施策推進には自治会、社協、民生委員会 PTA を初めとする社会教育団体や構成員の働きかけ及び各団体関係者団体の自主的な取り組みが重要であると思うが、あまり記述がないように思う。具体的な関わりと事業・活動等の把握されていないのか。これにつきましては、人権協会に各団体の代表者会議加入されており、啓発事業など会員を通じて発信しております。また、社会福祉協議会、指定管理者等につきましては、市主催の人権職員研修などに参加しています。また、各団体の事業活動については、各事務局で把握していると認識しておりますというところでございます。後、誤字や追加の文節等がございまして、今回の実績まとめの方で修正を加えさせていただいているところでございます。私の方からは以上です。意見あればお伺いしたいと思います。

●窪会長

それでは、今の説明につきまして、質問や意見がありましたらお願いいたします。

●山本委員

私の質問のところでもニタリング事業ですが、市民参加は考えていないかですが、まちづくり自身が市民協働のまちづくりっていう風な言い方を呼びかけている。行政に対してもできるだけ市民参加にというこのようなモニタリング事業というのは、特定の団体に依頼するというかお願いするよりも、幅広い市民がいろんな目で見たと情報というのを、その人の意見が正しいとか正しくないとかではなくて、こんな意見もある、あんな意見もあるという風な多くの目を見た方がいいのではないかと、そういうことを考えてみてはどうかという趣旨です。例えば、ここで出席されている平田さんだったら、ものすごい能力があつて、過去にもこの会議の中でこんな問題があるのではないかと指摘されたという実績もある訳です。だから、私がということではなくて、幅広い市民の関心がある方で何人かというのを集めて、研修をしていただいてやっていただくというのがいいかなと思うし、場合によれば、もっとこういうことが、何か見つけたら、教えてくださいという風な広報をして情報を吸い上げるということであれば、こういうことをやっていることを市民は誰も知らない訳です。だから、見て、見つけて、見つけたらそれを市の人権・市民相談課に連絡するというそういうシステムを作って、それを広報することによってこれが、一つの予防効果というか、四條畷の中ではいろんな人に見られているから差別的な発信というのはまずいな、という風なことで抑えられていく効果もあるかも解らないから、その辺のところは、協会はやっているからもういいのではというのは、ちょっと違うのかなという思いがあります。

●事務局

今回のモニタリングの目的というのは、インターネット上という縛りをかけたりして掲示板等の定期的なモニタリングというところでした。その辺を調べるという形で、一応要綱を作りながらそういう事務的にちょっと一定の把握をしようというところが一つの目的でございました。それで差別書き込みがあつたらそれを法務局に削除依頼をするというのが一つあつたというところの作業です。今、山本委員が言われた、いろんな意見を聞きながら差別事象も含めながらというところまではまだで、当然随時聞き取りは出来るのですが制度的にはまだはっきりと出来ていなかったということではございます。

●山本委員

それからもう一つ個人情報の問題ですけど、言っているのは、収集について悪いというか不適正な情報は収集してなくて、それぞれの課で持っていると思うのですよ。ただ、それが本当に正しいのかどうか第三者の目でチェックしてこんな情報は収集したらまずいということを誰かが指摘しないとそのままずっと正しいと思つたら、そのままいってしまうから、誰かがチェックする必要があるのではないかとということを申し上げているのです。具体的にどんなケースがあるかと言つたら、

古い話で現在は違いますが、飯盛霊園で墓の申し込みをするときにその宗教は、どんな宗教ですかというのを統計的なことで取ろうと思っていたと思う。今は多分やっていないと思うのですが何年か前はそれをやっていた。その個人の思想信条宗教とかいうのは、非常に微妙な問題なのです。それをアンケートで申込書に書かすとかいうのは絶対にまずい。それから、どこかに流れる可能性がある訳でしょ。それは今、私が指摘したかしていないかはどうか、今は多分ないと思うが、そういう風に団体としても問題意識も無しにさっと収集してしまうということがあるから、法律か規則に基づいて収集するというのは仕方ないので、それ以外でいろいろ資料収集やるときに念のためにこれもやろうと軽い考えでやると、それ自身が問題である。これは、非常に大きな問題であって、収集で個人情報を集めてしまうと、それが漏れる、漏れないではなく収集そのものが違法だから行政が違法なことをやってしまうことになる。だから、そのチェックをきちんとしなきゃ駄目ですよ、ということを私は申し上げているのです。それを、主管課たる総務課は、ちゃんとやっている、研修で言っていますとかではなく、私は監査等そういう時の関係書類を見てどのような物を出したとかいうのをチェックするような機会をたまにやってみてはどうなのかという趣旨で申し上げた。

●事務局

わかりました。その例として整理して伝えさせていただきます。

●乗本委員

疑問なのは、例えば、人権・市民相談課は、そこがいろんなことをやっているのはよくわかるが、役所の仕事というのは、それぞれの所管がある訳でしょ。例えば女性政策は、女性政策の所管があり、子どもなら子どもの所管がある。障がいなら障がいの所管がある。そこが何をやっているというのが見えてこない。特に障がい福祉課は、理解促進をやっていますと言っているが、何の理解促進をやっているのか。例えば、具体的な例として解りやすく言えば、この前に大東市に確認をしたが、障がい者の週間がありますね。12月に、幸か不幸か大東市の場合は、昔から障がい福祉課が中心となって、障がい者の週間の啓発行事をやっている。例えば映画会とかをやっている。人権に関わることだから全部人権・市民相談課がやるというのは駄目。行政の仕事というのは、みんな人権に関係ある訳だからそれぞれの所管でやらないといけないと意識づけてやってきたつもり。ところが、四條畷を見ていたら、みんな書いてくれているけど、私の勝手な思いかもしれないが、他人事。例えば、各種団体のところを読んで、人権協会に各団体の代表者が会員加入されており、啓発事業など会員を通じて発信しておりますと。これは、市の啓発事業でこんなのをやりましたと人権協会の代表者に言っているだけの話。行き渡っているかの問題もある訳。私は、そんなことよりそれぞれの人権啓発とか人権問題の利害とか考えれば、それは、少なくとも例えば、ここに書かれている自治会なりあるいは、社協なり民生委員なりPTAなり社会協議団体とか、あるいは子どもの団体だったりとか女性の団体だったりとか、そういうところが取り組んでもらわないといけないと思う。何か人権の事についていうと例えば、市の事業がありますから

と言っているのかなと思った訳。そうでなくて、人権問題の理解促進ということは、直接関わっている当事者の団体なり役所の所管課がやっ行って行かないといけない。それを何か見ていたら、人権協会に言っていますではひとつも広がらない。それぞれの所管なり団体、特に自治会、民生委員さんとか PTA を含めてそんな形のこを取り組んでもらわないと、という実績のところを知りたかった。

●事務局

はい。わかりました。若干踏まえて訴えていきたいと思います。

●窪会長

建設的な意見ありがとうございました。他に質問ありましたらどうぞ。

●平田委員

質問欄には、出してははないのですが、モニタリング事業要綱とは、どんなことを書かれているのですか。

●事務局

実施要綱がございますのでコピーします。

●平田委員

掲示板チェックするとなっていますが、2ちゃんねる、5ちゃんねる、ですね。最近、2ちゃんねる、5ちゃんねるって廃れていて、ほとんど書き込みがないと思うのです。SNSが、主流になっています。特に今年、インターネット同士の抗争といえますか、例えば、よくあるのが、ネット右翼という方と破翼と左翼思想を持っている人と、右翼思想を持っている人が、そのネット内で戦うのです。その時によく使われるのが、あえて誹謗中傷したと言って仲間同士で、例えば、この人が邪魔だって言ったら、自分らはこの人に誹謗中傷されたと言ってその運営会社にみんなで一斉に言うのです。そうしたら、相手のアカウントを消すことが出来るようになっているのです。そういう風な戦いってというのが結構ありまして、逆に言ったら YouTube だったかアメリカの会社なので、ともかくその YouTube にひとまず言ったら、日本人の言っているのは、訳が解らないから、ひとまずその相手のアカウントを停止するのです。後から申し立ては出来るのですが、結構ややこしい物は消去してしまえという風なことが結構ありまして。それを結構、行政とかも、それを利用しているのではないかというのが今年色々疑惑があつて、個人名をちょっと出してしまふのですが、眞子さんが、今年結婚されたのですが、その眞子さんに関する意見を例えば、Yahoo とかに載せたらアカウントが削除までは行かないかな、表示されないとか、そういうのが日本であちこちあつて、もしかして、行政がそれを利用し、やっているのと違うか、っていうのが、1センチのコマってというのが、YouTube でもものすごい書き込みがストップになったことがあつた

のです。結婚式の当日に。もちろん今インターネットで誹謗中傷っていう風なこともあります。誹謗中傷っていうものでそれに対して自分の邪魔な相手をネット上から抹殺してしまうという風に使われていることが、ここ1、2年で増えてきて、これは誹謗中傷だって断じるのが、なかなか難しいようになってきた。さっき山本さんが言っていた市民の一部の人たちの判断じゃなくて、いろんな人の意見があって、これはどうだろうかって総合的な目線がいるのではないかなって思います。そのモニタリング事業要綱っていうのにこういうのが、その規定が書いてあるのかなって。

●事務局

今言っているように通常の2チャンネル。なんていうかそういう書き込みが色々あるのですね。

●平田委員

SNS だったらじめにも使われている。1人だけ入れないという形でグループに入れなくていいという形で。

●事務局

そういうのは見られるのですか。

●平田委員

見られるところもあるのですが、Twitterとかだと割と見られるのですが、ラインだったらグループっていうのがあって、例えば、クラス全員でみんな話せるようなグループを作って、嫌いな人がいれば、ひとりだけグループに入れなくていいという形に。先生とかでも外から全く見られない状況になっていますので、その昔だったら不特定多数の書き込みで傷つける相手を傷つけるっていう風なやり方やったのですが、最近はその相手をはじくとか無視するっていうので相手を傷つけるっていう方法が流行ってきていますので何かそういう詳しい人達が集まって知恵を出しあってどう対応して行くのかという風に考えていかないと駄目なようになっているのかなって思います。

●事務局

今、事業実施要綱ということで、今年の4月に施行したということになります。一応、今書いているようにモニタリングの目的は、悪質な差別書き込みに対し、監視事業実施しますということです。先ほど言いましたようにインターネット上の掲示板等における定期的なモニタリングを実施し、悪質な差別書き込みを発見した場合には削除依頼を行うことにより、インターネット上の差別書き込みの抑止、削減に繋げることを目的ということでございます。人権協会に委託させていただいていることと毎週月曜日という形でさせていただいております。掲示板については、モニタリングを実施する掲示板が2チャンネル、5チャンネル、爆サイ、ヤフー知恵袋ですか、YouTube だとか今、言われた SNS などは、今、見られる部分について見させていただいているところです。

モニタリングの対象については、部落差別問題、同和問題など悪質な差別書き込み、在留外国人への悪質な差別書き込み、方法については、パソコンを起動させ、上記掲示板から検索機能を利用して差別書き込みを抽出するというやり方でやっております。人権侵害に該当する差別書き込み基準として四條畷市民に関わる人権侵害に当たるものすべてを原則として、被害者を特定判明できるというところがございます。差別書き込みを発見した場合の対応は、当該ページを印刷、データ保存をし、市民生活部長に報告し、特に悪質と思われる案件については市長に報告ということ。また、人権・市民相談課から削除要請を行い、削除要請に応じない場合は大阪法務局東大阪支局に削除要請を行う。犯罪性が疑われる差別書き込みについては四條畷警察署に連絡をする。被害者が特定出来て連絡先が明らかな場合は、被害者への連絡を検討する。その他、市民生活部長は必要に応じて、各関係に聞くことが出来るという形で進めさせていただいています。

●平田委員

これはもう多分削除できないですね。海外とか。

●事務局

海外とかですね。聞いております。

●平田委員

削除してもらうものが、海外でサーバーがあったら海外の弁護士を雇って。

●事務局

非常に複雑、国の制度の関係もあるかと。今言われたように SNS のそこまでどのように広げられるのかまだ始めたばかりなので、これからモニタリングのあり方、制度的なものも含めて一定、ご意見いただきながら進めて行きたいと思います。

●平田委員

子どもらがどういう風なネットの付き合い方をしているっていうのが、全然わからない状況なので、そういう風な研修があれば行きたいなって思っています。子どもらがどういう風な付き合い方をしているのかというのを。

●窪会長

実施しているのは、人権協会の人権相談員ですね。

●事務局

そうです。相談員さんの相談業務もある程度その情報収集という部分もあるので一定の時間

帯 | 時間程度ですけどやっています。

●窪会長

今の平田委員の指摘のことを考えると、学校の先生と協力体制が出来ていればいい話ですね。

●平田委員

知りたいですね。

●窪会長

学校の先生が把握しておかないといけないことがいじめの問題とか出てきますよね。ですから将来的には、平田委員のご指摘を踏まえて、この協力体制が出来るといった形に持っていただけたらありがたい。

●事務局

はい。わかりました。

●吉田委員

先ほどから人権協会が話題になっていますが、当事者の立場から少し参加したいと思えます。まず、乗本委員がおっしゃっているように地域での人権ネットワークといいますか、それぞれの立場からの関わりというのが非常に大事であろうと思っています。その一環として、我々協会があるのですが、協会に PTA や民生委員や人権擁護委員さんなども参画されています。ただ、昨今、私自身が課題だなどと思っていることは、そういった地縁血縁団体の方々の参画が、非常に低調である。人権協会自体がすべての課題を網羅し、主体的に全て推進出来るかということ、これは非常に辛いものと正直思っています。その一方で、例えば人権協会の中で子どもの権利について考えて行こうと考えております。本市におかれては、2019 年の 1 月に子どもの基本条例というのが大阪府内で 8 番目ぐらいに出来たかなと思います。この条例が出来たことによって、子ども自身が権利の主体として参加参画をして行く、そしてそれを大人はしっかりと受け止めるというようなそういう取り組みが出来ないかということ、我々事務局に対しても提起をしている。協会のメンバーの中には元学校の先生がおられて、やはり役所の中の縦割りを排して、例えば、子どもの権利といった時にどうしても教育委員会と繋がっていきたいということ、いろいろな事業を一緒に出来ないかというようなことを言ってきた訳ですけど、なかなか学校の先生も非常に忙しい状況の中で、スケジュールがなかなか合わないというようなこともありますが、例えば、昨今言われているヤングケアラーなんかの問題でもこれは、福祉の問題か教育の問題かいやいや生活保護の問題なのかというように、どこに持って行くのか、役所的にいうと振り分けるとい話になると思うのですが、でも、我々の立場からすると、これははっきりいって福祉でも教育でもまた、生活保護でもどこでも関わることであって、全ての課が一人の子ども、また、その家庭を見守

っていくというような、そういう連携を持ってもらわないといけないという意味でいうと、私たちは、どちらかというと教育の立場のところの問題を持って行くのではなく、ぜひそういう色々な関係課、関連課の方々と共に一緒に動きたいと言うような思いを持ってきました。そういう意味では、我々が参画しているこの基本条例、人権条例ですね、四條畷市の市役所の仕事は、全てが人権行政だというようなことに位置付けをしていただいていると伺っておりますので、そういう意味では、横断的にどの課も自分の問題として取り組んでいただきたいという思いと、それから、いわゆるその地縁血縁団体と言われるところ、協会に集まってきてくださいというような呼びかけは一方でしますが、当然その当事者であるそれぞれの団体が、我が子としてそういうことに関わろうという意欲をどう醸成するのかということとをそれぞれの団体にもまず考えていただかないといけない部分であるし、我々も呼びかけをもっと力強くしていかないといけないのかなと思っています。そうでないと、なかなか塊が小さく小さくなってしまっていくことになります。先ほど山本委員がおっしゃっていた、例えばモニタリングの問題もそうですし、本来言うところこれは住民周知の中でみんながこのことに関心を持っていただいて、あんなこと書いていた、こんなこと書いていたということで多くの目を向けてもらって、みんなでチェックをするというような、そういう考え方が必要だろうと思うし、その中でそういう活動を通じて一人一人の人権意識というのが、一方で醸成されるのでないか。生きた人権だと思うのです。なかなかえぐい個人名を付けてつけて攻撃をするようなそういう内容のものに対してやはりプライバシーの問題だということで、どっちかというコミットすることが出来ない状況になっているのかなって思いますけど、今だけ、金だけ、自分だけ3だけ主義というのですかそういうのが、コロナの2年ほどの間にかなり強くなってきていわゆる社会的包摂っていうのが、だんだんだんだん薄れて来ているのではないかとその意味では、お節介も非常に大事なのかなというお節介の集まりである人権協会としては、よりお節介の人を作っていくということが自分たちも求められているし、行政との関わりにおいては、関係性、ただ我々の事務局を人権・市民相談課に置いていただいているので一方的にあれしてくれ、これしてくれではなく、やはり市民による市民のための人権啓発というようなことも合わせて我々としても主体的にやっていたかなければいけないなと思っています。そういうことで、先ほどから人権協会ということで出しているのですが、人権協会が主体的にやらないといけないこともありますけど、人権協会と共に行政がより主体的に地域と繋がっていく努力をやっていただきたいと一点要望してお伝えして、委員になって早々にとんでもないことを言っているかもしれませんがご理解いただきたいなと思います。

●窪会長

様々な団体とか当事者の方がいらっしゃるの、それを横断的に繋ぐようなことを市の方でもとっていただきたいと思うのです。もちろん当事者の方も頑張って繋ごうとしている訳ですが、そういうのをサポートするなり、また、市の方が、機会を作ってそういった関係者、関係団体の間での連絡とか横の繋がりとか先ほど山本さんがおっしゃった活動を盛り上げるようなものを作っていただきたいのですが、出来そうですか。推進会議の話もありましたし。

●事務局

今、色々協会に入っている会員さんの意識の部分とその会員さんが各団体に下ろすという仕組みで、あと市が持つ事務局がございませう。民生委員であれ何であれ、段々事務局サイドの事務というのが、結果的に主体的に動いていただくという風に変りつつありますが、人権については、一定の方向性を持ち伝えて行きたいという風には思ひ、常に私の方もそう思っております。当然事務局としても、先ほど言っているように市の仕事というのは人権行政ですのでそれぞれが思ひを持ちながら伝えていただかないといけない部分がありますので、今後、もう一步、これは従前からある課題なのですが、より動く部分については誠意をもってさせていただきたいと思ひます。

●窪会長

定期的にそういった関係者の方々が、お互い会って情報交換する場はあるのですか。

●吉田委員

定例会というのが4回ありますし、協会の主要メンバーでいろんな企画を練ったり実施したりということで企画委員会、これは月に1回動いてはいますが、なかなかこじんまりとしてしまっていて、広がりはどうやったら作れるのかなっていうことを感じています。

●窪会長

協会としては、もっと市民の方に積極的に入ってほしいという方向性があるのですか。そういう形で市と当事者団体と協力して活動が良くなるといいですね。平田さん、そこら辺、アイデアをもっておられる感じですか。そういう意味で広報とか情報に関して強いではないですか。今言ったような横の繋がりを作って行こうということに関して平田さんからいろいろアイデアを提供していただけたらなど、まさに平田さんみたいな市民の方が参加しやすいような会合とか情報交換の場というのが出来たらいい訳ですね

●平田委員

そうですね。

●窪会長

また、何かあればよろしくお願ひします。無ければ次の案件に移ります。案件2、四條畷市人権行政基本方針第5章の追加について事務局から説明をお願ひします。

●事務局

第5章の資料ですが、四條畷市人権行政基本方針、改定スケジュール、それと基本方針追

加抜粋文です。平成27年に改定をいたしました基本方針でございます。これを参考に皆さんにお渡し出来ているかと思うのですが、今日も資料として出させていただきます。必要であればお持ち帰りいただいたら結構かと思えます。基本方針がございますが、この説明をさせていただきます。まず、基本方針の改定、今回訂正という風にはしてありますが、まず、人権行政基本方針の策定が平成21年、これのもう一つ前があります。基本方針のスケジュールを見ていただいて、平成21年に前の方針を策定いたしました。それを結果、28年の3月になりますが、この基本方針に改定をしました。この時に基本方針と行動計画というのがございました。今、資料はないのですが、行動計画を統一しました。統一して27年に一本化しまして基本方針に行動指針という形で一体化させまして、一定計画内容もコンパクト化させてまとめていった経過がございます。これが、まず基本方針の大改定をしました。27年からこの計画は、10年スパンでございます。令和7年までの計画でございます。計画というか基本方針ですね、策定の内容については、27年から令和7年の十年間の計画でございます。それで進んで行った訳なのですが、平成27年に基本方針を改定しましたが、平成28年に人権関連三法いわゆる障がい者差別解消法が出来ているのは、もう少し前だったのですが、施行されたのが28年でございます。それから、まず、障がい者差別解消法とヘイトスピーチ解消法で、最後に部落差別解消法が平成28年4月から12月の間に三つの法律が制定されました。それが、平成28年に行われましてその内容についてこの基本方針にあまり触れられていません。ということもあり、それと平成31年令和元年になりますが大阪府の3条例が制定、改正されました。大阪府の方も三つの条例を改定いたしまして変更されたということです。それを受けて令和3年度基本方針の第5章という追加をしましてということで今回改定という訂正になるのですが、付け加えさせていただくということになります。また、市民の意識調査についても25年に実施して大体5年スパンでやっている訳なのですが、25年に意識調査を実施し、27年それを参考に改定を行い、また、令和元年にも行っております。平成31年ですが、行いましたが、5年スパンですので、ちょっとかかっておりますが。それから次は、令和6年に実施する予定をしております。一応5年単位で実施しますので今度は、令和6年ですが、準備についてはもう5年から始めますので、5年に意識調査を準備して行きます。その意識調査を準備し、6年の初めには意識調査を各市民に配布をさせていただき、令和7年に一定の基本方針の改定、今度は大きく全部を網羅しながら意識調査を基に改定を行うという今予定を立てております。それで今回の令和3年行いました基本方針の改定、訂正の部分なのですが、今、この部分ですね、追加という形になるのですが、1ページをめぐっていただきまして、第1章、第2章、第3章、第4章、これは、この基本方針の部分と一緒にあります。そこに第5章、ひらがな、ルビ打ちをしておりますが、第5章、2016年以降の人権に関する法整備等ということで目次に入れさせていただいております。これについての三つの項目を入れさせていただいて追加という形で載せさせていただきます。ルビ打ちにつきましては、識字基本計画、識字基本方針がありまして、それが識字基本計画に基づいて、基本方針、ふりがな表記を今、現状では、今作られている施策方針については市民にお渡しする分について全部ルビ打ちを行っております。それに基づいて、ふりがな表記を入れさせていただきます。

また、1枚めくっていただいたら第5章、2016年以降の人権に関する法整備等ということ、また字体につきましても識字の方からですね、こういう読みやすいUDフォントという字体に、大体統一されてきていまして、これからの方針とかいう形についてはこのような字体にふりがな表記を入れながら、配布させていただくということが識字基本計画の中で、基本方針の中で述べられておりまして、進めているところで全部ルビ打ちさせていただいているということ。これについて、この追加の項目については、冊子は新たに作るのではなく、コピーで今後ホームページ等には1冊に全部データとして載る訳なのですが、また、コピーの形で1冊に作成させていただくという状況でございます。3ページ以降で第5章の人権に関する法整備等ということで経過等を載せさせていただいております、4ページ以降で人権関連3法の制定ということで障がい①からそれから、続いて5ページのヘイトスピーチ解消②、それから、6ページの③の部落差別解消推進に関する法律ということで一定の法律の内容と国の責務、地方公共団体の責務というのを明確に載せさせていただきながら一つの方針の中に入れさせていただいております。

それと6ページの(2)では大阪府人権関係3条例の制定改正ということで一定の大阪府の状況を載せさせていただいております、①大阪府人権尊重の社会づくり条例、これも一定今年また改定されるようなことも聞いておりますが、それと大阪府の性的指向及び性自認の多様性ということで②にも載せさせていただきました。③では、大阪人種又は民族の理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例が制定されたということで載せさせていただきました。また、⑦では、(3)持続可能な開発目標であるSDGsについて、若干載せさせていただいている状況です。これを一つの基本方針の追加の中に入れさせていただいて次の大改訂までの項目とさせていただきますということで今回審議会の方へご報告させていただきました。ただ、これについては推進本会議、11月12月と2回、また開きながら、今現状がここまできて、一応審議会の方に報告させていただいている状況です。

●窪会長

本件について何かご意見のある方おられましたらお願いいたします。

●吉田委員

今回の結果に限らずですが、人権侵害を受けている当事者がこの方針をしっかりと理解してこんな救済があるのや、私にかかっている課題は、私個人の問題ではないということをしっかりと受け止めて、それを発信出来るようにしようと思うとこの方針が、より解りやすく、目に飛び込むようなそういう工夫がこれからののではないかと思います。確かにルビ打ちをするというのは、教育権を奪われてきた人たちに対する一定の配慮かもしれませんが、例えば私がお付き合いしている知的障がい者の仲間は、当然のことながら自分の事としてどう理解するのか、というそれぞれの立場の理解をしていかないと、字面だけ並んでも使い物にならないという思いがありまして、例えば、小学生向けの冊子があるのかな。また、保育所や幼稚園の子どもたちに保育所の先生が読み聞かせをしながら、あなたたちにはこういう権利があって友達を大事にしよう、自分を大

事にしようというようなことを常に教育の中で訴えながら、この方針がそれぞれの市民に根づくような努力が一方ではいるのではないか。方針がいくら良い物が出来てもこの方針がそれぞれの市民にとって大事なものとして理解され、使えるものでないと本来の人権啓発にはならないのではないかと思う。例えば、基本方針が点字訳されているか、また、ハングルや中国語や英語という語訳がされているのか、そんなことも含めて今までも事務局としては大変なご苦勞をお掛けしながらしていると思うが、今一度どこまでこれが浸透してきたかどうかっていうようなことを意識調査のためには、こんな方針があるのをご存じですかっていうようなことは設問の中にあっただかなと思うのですが、あるかないか、知っているか知らないかの問題ではなく、これを活用されないと何の意味もないのではないかと思ひ、この方針と私自身も向き合ってきましたが、そういう意味ではどう理解し、自分のものとしていけるのかというようなことを考えると結構ボリュームありますし、それをひとつひとつ理解していこうと思うと、それだけの啓発がいるような気がします。これは、行政だけをお願いするのではなく、私たち自身も日常いろんな場でこれを広めていく、そういう伝道者として役割を担っていかねばならないなと言う風に思っています。これは、意見というか感想として受け止めていただけたらと思います。

●事務局

市民に対しての認知度というか、当然、意識調査の中ではそういう記載をさせていただいていますが、7割以上が知らないということが現状でございます。その辺は行政としてもPR、他のもありますからいろんな分野で啓発に努めていきたいと思ひます。

●平田委員

提案なのですが、いま四條畷でYouTubeでネット番組撮っていますね。なわちゃんとか。視聴率というのはないのですが、例えば宣伝みたいな物を少し入れたり、動画の合間にメッセージを昔、計画はなかったらしいのですが、くまモンが人気出た時に熊本の知事が、くまモンのホームページとかに防災のメッセージをちょっと入れて、例えばこの地域の方は、ここに逃げる、みたいなことを入れて、くまモンを見に来た人は防災のメッセージも受け取るっていう風に仕向けたって言うていた。せっかくネット番組があるのだから、その人権に関するちょっとしたCMでも合間に入れたりして作成していくのもひとつの手かなって前から思っているのですが。

●事務局

前にマーケティング監という方がおられて、その方が作ってくれたのですが、それを引き継いで魅力創造室というところが今、主でやっています。今委員からおっしゃってくれましたネットバンクの内容の中でそういう風なことが出来るのかどうか可能かどうかも含めて情報の方、お伝えさせてもらいたいと思ひます。

●窪会長

建設的なご意見をありがとうございます。他にご意見ご質問がありましたらどうぞ。
もし、無かったら私の方から①の議題に戻ってしまうのですが、各課の指摘がありました。これは毎年やっているのですね確か。

●事務局

毎年です。

●窪会長

人権・市民相談課から各課の活動の中に、まさに方針の読み合わせみたいなのを呼びかけていただいて吉田委員も言っていたのですが、各課が、自分たちは何が出来るのかというのを読み合わせと共に議論をしていただく、それと毎年やっている中で、うちの課ではこの方針に基づいてこういうことをやりたいと希望レベルでもいいのですが、そういうのを出していただいて吉田委員のおっしゃるのは、市民、当事者がどのように方針を使うのかって話なのですが、それをやる前提として、市の各課で議論していますよという模範的な行動を見せていただければ市民の団体の中でも「市の中でも頑張っている」って我々もこの方針をどう使えるのかっていうのを読み合わせしましょうよというような物を船頭役になっていただいたらありがたいと思うのです。単純なことなのですが。いきなりなんか具体的に年度でどういった方針が出来るかというとなかなか難しいので、とりあえず読み合わせみたいなのをしていただいて各課はこういうことをやりましょうって簡単なでいいので出していただけたらいいのではないかと思います。

●事務局

各課に人権推進リーダーを置いておりますので、その辺の位置付け含めて再度、今回色々その辺の議論が出来ていないこともありましたが、研修もこれから精力的に実施して参りたいと思いますし、会長がおっしゃられた基本方針の取り組みの仕方など議論していきたいと思います。

●窪会長

お願いします。

●青柳委員

実績の該当課一覧表、令和元年と令和2年と比べられているのですが、最初令和2年だけしかいただいていたので、どれくらい〇が増えているのか全然解らなかったの、前年度が欲しいなって言ったらこれをいただいて、ぱっと見ただけでも職員研修という市民意識の把握というところ〇がすごく増えている。これは研修に参加したら〇ですよ、って単純で前進ではなく、維持なのです。維持の意味と前進の意味はどういうことで重みはあるのかっていう話ですよ。こちらの方にも前進とか維持とかあって、内容的には先ほど前進ではないのかと一つずつ

エックしたのですが、新型コロナで中止しているっていうのは、一応計画しているから維持とご回答いただいて個人的には納得をしたのですが、元々先ほど会長がおっしゃったように○が付いてないところはどうなっているのかですよね。建設課は、初めから一個しか○がないでしょ。研修に参加をしたから二個に増えたという寂しい結果が、ここは、他についてやることはないのかとか、することはなにもないのかをもう少し掘り下げて人権のリーダーさんにもう少し確認出来ているのかと質問したかったので重ね合った話にはなるのですが。次に気になるのが、福祉政策課は一体何をやっているのだろうか、福祉政策課なのにこんなに人権に関わることが少ないのだろうかとか、そのところがこの課は何の課なのだとか疑問まで出てくるくらい反応してしまうので忙しいとは思いますが、一つずつ丁寧に確認をしていただきたいと思います。

●山本委員

今の話の続きですが、令和元年度と令和2年度とで総括してどうなのと言うのを課長から一言どうぞ。

●事務局

課長が今日、欠席なので私の方から総括という形なのですが、寸前にこれを用意させていただき申し訳ありませんでした。もっと事前に用意すべきで、もう少しみなさんに解りやすい表が良かったかなと思っているのですが、右の方に◎、○、△という形で、◎がこれまでに比較して前進という形と維持という形で書いているのですが、これまでと比較して前進というところが、少し減っているという現状とそれから役所の中では維持という形が多いということなのですが、コロナ禍のせいにする訳じゃないのですけれども、その辺もいろんな方々に対しての働きかけとかがなかなか出来なかったということもありまして、それと役所の方は、自分で前進ということをつけにくいというところがありまして、少しでも進んでも維持かなとか、先ほどのこの修正の中で周りが言われたらそしたら周りから言われたら前進を付けてもいいのかなという風なところも少しあります。よく言えば、遠慮気味に付けたのもあるかもしれませんが、本当に来年度に向けて先ほど申しましたように福祉政策課の内容とか建設課が本当に一つ、極端に言えば建設課が労働における人権についてということもしっかりと○を付けるべきじゃないかなと思っておりますし、この内容についても、次年度、もう一度、各課の方に、いろんな事情を聞き、多く○が付くような形で、全体的に実施総括が出来るような形で取り組んで参りたいと思いますので、これで総括になるかはわかりませんが、よろしくお願いいたします。

●山本委員

ちょっと、申し添えたら、こういうものを前進するということがあって初めて意義があるので維持なんかは言ったら意味がない訳です。去年通りやりましたって。だから私思うのになんかそれぞれの課が一つでも二つでも前進するのだという気持ちでそれぞれ事業を組んで行けばこういうことにはならない。うちの課は一つ、去年よりは一つは前進を一つでも二つでも○を付けようという

思いがそれぞれの課にないのではないのか、去年通りやっていたらいいわと。基本的にその各課長が、いや、これは、人権の問題は一つでも二つでも一つでも前進すると、前進することが初めて意義があることで、何も無い維持というのは後退なのです。そのところの考え方が甘い。自らの評価を高いとか低いとか別として対外的に見られる訳だから少なくとも一項目くらいは前進を付けようと言う気持ちがそれぞれの所属長にない。

●事務局

先ほど申しました人権の推進リーダーでこの方針をその意識づけの中で、その一つ上に課長級で構成する人権施策推進委員会というのがございますので今回含めて今おっしゃっておられました少しでもいいから前進を課の中で目標を決めて令和4年度につきましては、◎を各課の方が増える形で我々として働きかけて行きたいと思えます。

●乗本委員

各課で一つ特筆すべき事項とは、特にやった事項とか、その辺を入れてもらったらいいのでは。今言っていたように、私も前の市長に怒られたのは、現状維持は良いことと違う、逆に悪いことやと言われた。絶えず何か変えて行く、新たに取り組んで行くという形のものこれがこれでは見えてこない。先ほども言っていたことを私も言いたいと思っているが、少なくともこれを見た限りでは、研修に参加しましたから現状維持、研修の中身は何か、どこかの研修に参加をしましたとかそれでは駄目と思った。それぞれの所管でやるべきことがあるはず。ところが、横並びで研修に参加しましたってそれでいいのか。自分のところの仕事に直接関係があって、やはりこれは人権に力を入れないといけないことが絶対あるはず。それがスルーされている。研修に参加することが目的化したらだめ。それと、それぞれ所管がある訳だから所管の市民の関係のところはどう取り組んでもらうか、市が取り組むのも大事だけど市民なり団体が関わってくれているところにどういった形で取りまわるかに取り組んでいかないといけない。その辺、いつまで経っても変わらない。今見ていてケチ付けて悪いが、第5章を付け加えてくれて結構だけど、この中身は何もない。わざわざ第5章付け加えず資料編でいい。これを第5章に上げるほどのことかな。これが出来たから何かやったのか。私は資料として添付したらいいだけの話やと思うけど。正直、今度のこれを見ていてイライラしている。参加しました、参加しましたって何やと思った。何か具体的な取り組みが見えて来ない、中身も見えて来ない。ぴかっと光るような形で変わったなというような形で一つか二つでも出て来ないとおかしい。それは、各所管で競い合うくらいのことをやらしてもらわないといけない。何か定期的になってしまっただけこれは研修したから現状維持やとか。あまり、維持というのは良くない、現状維持ではなく下がっている。

●守屋委員

実績のまとめでこういうことを書くのならフィードバックが大事だと思う。これをもっと吟味してせっかく人権職員研修をやるので。その時にこの点がテーマ的に大事とか、あれとこれをもっと

ネットワーク絡み合うというかそういう研修にした方がいいのでは。研修の中身は誰が決めるのか。

●事務局

人権研修に関しては、人権・市民相談課も入り各課と話をしながらテーマを絞って実施している。

●守屋委員

案外手間掛かっているのだったらいらないのでは。何か通信簿みたいだと思う。今言われたようにやった部分だけでいいのではと思う。

●窪会長

これは、まちづくりレベルの話題ですよ。各部署の年頭に目標を決めてもらって、それが出来たか出来てないかを実績評価したらいいのではないかな。

●乗本委員

新たにやったこと。やめたこと。

●吉田委員

いろいろ口撃されていますが、一方で、四條畷というところが僕もびっくりしたのですが、住みやすさのランキングが色々あって、その中で関西の上位にあると聞いたときに住みやすさというのは、単に人権がきちっと保障されているというのではなくて、ただ、なかなか四條畷の方々はあまり自慢したがるらない、やっていることはやっているし、ただ、もっと宣伝をしてもいいのと違うのかなって思う部分もあります。私も横で見えていて認知症を患っておられるような市民の方々に対しても本当に粘り強く理解してもらおうと思っていくらでも時間を必要としている中でも、その窓口でしっかりと受け止めてやられている姿もいくつも見てきました。そういう意味では、研修もそうですが、そういったやっているいい好事例の職員の方々の実践と言うのを市民も職員の間でも共有出来たら、あのようになりたいなと、そういうように出来るのと違うのかなと思う。今日、事務局で座られている山本部長は、いろんな話が出来るという人の性格とか個人的な部分だけではないですが、四條畷市というのは、町と言うより村に近いようなそういうところでは人の繋がりを大事にするというそういう繋がりも大事かなって思います。先ほど乗本委員がおっしゃっていた実績という部分というのは、私は乗本委員が以前勤めていた大東市の予算書を見せてもらったのですが、たぶん、乗本委員がお仕事としてやられたのであろうと思うのですが、それぞれの予算項目の中に人権的視点っていうのがあって、税であろうが保険であろうが福祉であろうが、予算を付ける時に、どういう人権的視点を持ってそのお金を付けたのか、付けたお金でどう仕事をしたのか、ということが一目で解るような予算書を乗本委員が中心となってお作りになったのだらうと

思います。私、あれを見てこれは、それこそ自分のところの課が仕事をする時に、どんな人権的視点でお金を付けて仕事をするのか、ということを考えなければ、予算書を作れないということなので、これはすごいことをやっているなってことで、四條畷市においてもこんな予算書が出来ないかと思っていて、詳しくは乗本委員に聞いてもらっていただいたら良いと思いますが、私は、仕事のあり方に関して、役所の中でお金を付けるというのは当然のことながら限られたお金を優先順位を付けて、その時に自分たちの仕事と人権がどう繋がっているのかということを経営者を通じて一度考えないといけない、という流れを作るというのはすごいことだなと思っています。多分、大阪府内でそのようなことをやられているのは他にないのと違うかなと予算書を見せていただいて感動するというか、これこそ人権行政だなって思いました。

●乗本委員

主要な施策の一覧表、そこにこの事業の人権的な視点の項目を全部作りました。中身は大分薄くなってきているが続いています。私はこれを入れないと駄目という形でやった。役所の仕事は全部人権行政だと言っているから人権的視点、この施策の人権的視点は何だという形の物を入れた。今も続いていると思う。同じようなことばかり書いてあるが。

●榎原委員

基本方針って言うのは、これで基本方針だと思うが、具体的に何をするのが大事だと思う。基本方針は、私はこれで賛同です。でも、5章を付け加えるのですね。具体的にどこかで担当者がいる訳でしょ。その人たちがどういう風な動きをするのかが見えてないからこういう様な意見が出るのと違うかなと思う。

●事務局

ご指摘の通り、十分わかりました。もう一步踏み込んで、ちょっと検討させていただきたい。

●河江委員

本当に四條畷の人権・市民相談課でほとんど自分たちが主にやっておられる。もう頭の下がる思いで日々見ております。本当にまだまだそれぞれの課が、自分たちは人権行政だと全員のそういう意識がまだ非常に薄い、私も役所にちょっとおらせてもらった立場なのですごくよく解るのです。だから、本当に人権だけが日々汗かいているんなことやって、これ作るにもどれだけ掛かったかを全て見えているので、そこをもう少し各課の取組みがあるけれど担って行けたらなど、そのためにはこういうのを〇つけるのは全部〇つけるのだという意識の下で先ほど言われたようにそれぞれ今年、この課ではこれを目玉として打つのだという、そういった考え方で行ったらまた、いろんな研修も打ってくださっているが、例えば、障がいに関することだったら障がい福祉課が研修を打つとかで分担していかないと、本当に人権・市民相談課のこの人数でいろんな団体も抱えてくださって本当にご苦労掛けているなど。だから他の課にもどんどん振っていくというのも上手

にやっていただけたら、そうしたら四條畷市全体の人権意識、職員の人権意識が高まっていくのではないかなと思っています。

●平田委員

こういうことがありましたという話ですが、京都の亀岡市で生活保護の申請が半分くらいになったというこの前のニュースで出ていたらしいのですが、前から言っている水際対策っていう形で申請しに来た人に申請を出させないっていうようなことが四條畷でそういうことが起こらないようにお願いします。

●事務局

伝えさせていただきます。

●窪会長

先ほどの自己評価の時に、どうしても前進ではなく維持になってしまうという話ですよ。私も言っているのですが、宣伝の場が欲しいって言っている訳です。ホームページに出すようにして、うちの課は今年こんな目玉をやりましたっていう宣伝の場にしてほしい、市の広報とか見ても活動を見ても味気ない文章なので市民が見たいっていう文章になってない。だから、各課が先ほど山本委員がおっしゃったように競い合うように、うちはこんなのやりました、こんなのやりましたって出たら市民もおもしろく読むと思うのです。そういう意味で読めるような広報誌にしてほしい。自己評価は、私は悪く見えて強要されるのですよ。日本人に適した管理方法だと思うのです。つまり、自分は、これやりました。という人が少ないじゃないですか。どうしても自分は、100やったつもりでも50しか出来ませんでしたと言ってしまう訳です。そうしたら、自己申告で出来るのです。私の大学にも自己評価制度があります。私は、毎年100%ですと、去年より120%やりましたと、ものすごく努力しましたと申告しています。こういう風にすれば、他の同僚にとっても、社会の人にとっても、この先生がんばっているとなる訳ですよ。そうしたら受験生もこの大学に行きたいとなる訳です。私は、市に関しても実績は、自己反省のためでもあるのですが、もう一つは、広報だと思っている。先ほど吉田委員からお話がありましたが、畷はいかに住みやすいところなのかっていうのを打って出てほしい。特に日本は、人口が減少している中で若いカップルの人が、どこで子を産もうか子育てしようか考えているのです。四條畷に住みたいよねと思わせるような広報とか施策っていうのをやっていただくといいのではないかと思う。子育てしやすい街っていうのを打ち出してほしい。そのための具体的な人権施策っていうのをやっていただけたらと思う。

●榎原委員

事務局にお聞きしたいのですが、維持と前進というのはどういう意味で作られたのか。

●事務局

これは、今までいろいろ経過が審議会等でたたいてこられたと思っているのですが、評価の仕方が色々どう評価するか、外部評価をするかとか、今現状では、この三段階で自己評価という形をとっています。前年と同じような内容とか、ちょっと違う部分があるが継続して実施しているとかは維持という自己評価。例年とは違い、新しい制度を作るとか新しいことをやるということがあれば前進というところで自己評価されています。

●乗本委員

点数の方がいいのでは。

●事務局

点数は難しいかと思います。この維持って書き方がすごくマイナスイメージというか、私、去年から人権に来ているのですが、その前は他課で逆に自己評価していたところなのですが、このまとめだけ見ると、この項の行動指針というところの項目があるのですが、この方針の中身を見たら何々します、何々しますという項目の中でそれぞれ具体的な内容で、こうこうこういう事をしますということを書いて、それに対して出来ている、出来ているので○とするので、出来ているイコール○なので、これを維持ってところが何かイメージ的におかしいのではないのかなというのを人権に来て思ったのです。原課が評価しているのは、こういうことを内容については出来ているということでもっと出来ているところは◎にするのですが、全く○も何も付いていないところを増やして行くのが良いのではないかなというところで、この○イコール維持ってのが本当に駄目かなってところの疑問、人権に来てから思っています。

●青柳委員

気持ちの問題ですかね。

●事務局

おそらく、人権リーダーは、維持というところをきちんとやっているという意識で付けていると思う。

●守屋委員

では二択でいいのでは。

●乗本委員

○を打ってないのは、やっていないということか？

●事務局

やってはないということではないです。

●青柳委員

だから、出てきたり出て来なかったり少ないのはどうっていう、そこを掘り下げてほしい。

●事務局

来年度、その辺伝えて行かないといけないので。これはもう課題なので。1回試験的にやってみては。この課はこれと、これと、これと今年取り組むということを各課の推進リーダーが持って帰って上げてもらってこれとこれをやってもらう、これに集中してやってもらうことを試験的に違う取り組みでやってもらうとかは。

●乗本委員

特に力を入れる事とか。

●青柳委員

今、やっているのは、出来ていて当たり前なので、そこは、しっかり踏まえた上で押ししてもらわないとおろそかになっても困る。

●事務局

更なる取り組みをこの三つの項目で1回やってみるというのはどうでしょう。

●青柳委員

1回、外部に依頼した経験上、こんなんやったよって、そこが一番大事じゃないですか。経験を活かしてもらうために人権に来ていただいているのでそこを踏まえてやっていただけたらと思う。

●乗本委員

歴史的に暇の人権課は、仕事を抱えすぎ。いろんなところにやってもらうことが大事、やらせないといけない。自分のところが抱え込んで他課でしないのかもしれない。しんどい思いするのは別でしんどい思いして各課でやらせよう。そうしないといけない。

●事務局

行動指針に基づいた実績は作っていかないといけないので、そのあたり浸透させます。

●榎原委員

行動指針は、出ているじゃないですか。それで各課は答えを出しているのではないか。

●事務局

それに準じて、書いています。

●榎原委員

人権意識の事務の遂行をしたという風に行動指針①にありますね。それで維持って意味なのですか。

●事務局

①の項目まとめのところは項目しかないのですが、この冊子の中で見ると具体的に何をやってというのが、文章で書かれてあります。冊子の6ページ。この同和問題についてという項目の中で、行動指針というのは具体的に文章で書かれてあるのでこれに対して、どう動いたかっていうのを各課に報告してもらおう。右下に。

●榎原委員

これで同和問題の維持ってというのはどういう判断の下でまとめられたのかっていうのを聞きたいのです。例えば、真ん中の①と②と③とある訳でしょ行動指針が。それで二つあったら維持という風に捉えているのか解らないのです。

●事務局

そうではなく、各項目ごとに評価しています。

●榎原委員

朝礼の実施と二つありますよね。例えば、同和問題だったら事業所名のところ。

●事務局

三つあるからどれだってことですね。
総合的に判断して。そこは、推進リーダーさんの判断。

●榎原委員

そういう意味で維持って言う風に捉えられている訳ですか。わかりました。

●事務局

難しいですね。

●榎原委員

難しい。捉え方が前進ってというのは。

●乗本委員

企画部局どこですのか。総合企画みたいなもの。

●事務局

企画は、秘書政策課です。企画という名前がなくて秘書政策課が企画部局というところですよ。

●乗本委員

私が言うのもおかしいが、人権が何でもしよい込んだら他、やらないで。それぞれの所管がある訳だからそこで担ってもらわないと。今のところ見ていたら人権課がほとんどいろんなことやっているでしょ。本来、やるべきところがさぼっていると言ったら悪いが、力を抜いているのでは。

●事務局

もうちょっと浸透させます。もう少しリーダー会議も含めて伝わりにくかったと思います。

●窪会長

私、最後に言いたいのですが、この6ページの行動指針を見ると結局、すごく誤解しやすい文章になっているのです。というのは、2行目で人権を意識して進める運用って、次もまた、各課の人権意識を持ちとなって②の方も人権意識の普及及び高揚、それで、結局、何が言いたいかという気持ちの問題ですって話になってしまっているのです。そういうように解釈してしまう危険性がある。これは、実際に本章の文章もそうなのですが、全部意識なのです。けど、市民が市に求めているのは、意識じゃないのです。施策なのです。具体的な施策を求めているのであって、気持ちだけ頑張るってねとそういう話、精神論ではありませんよという、このズレがいつもすごく大きいと思う。今回の実施の説明の中でも、意識を高めましたという中身が、研修に参加をしましたとありますが、そうじゃないでしょ。こういうところは、ズレですね。乗本さんが先ほどおっしゃったように自分の所管で、その人権にどう関わって施策化できるのかっていうのが、みんなが知りたいところなのです。それを人権・市民相談課としては各課に検討して欲しいことである訳でしょ。気持ちを高めましたというのは、それちょっと違うでしょっていう話だと思うのです。だから、自分たちの担当する所管の中で市民に何が出来るかっていうことを明らかにしてほしいところがあると思う。どうしてもこれ文章だけ見ると、気持ちだけ高めればいいのかという中で、ちょっと誤解されやすい文章になっているのではないかなって思います。実際、法務省の文章などもそうなのでそれは、心して違えますよと言って行かないといけな。

●乗本委員

窪先生が言ってくれたようにちょっとおかしいという形と指摘させてもらった1枚目の裏ですが、窓口業務、窓口や電話対応において、相手の主張や意図を理解したうえで人権行政を意識した的確な対応に努めた。なんじゃないと思った。意識だけをしていて、仕事しているかわからな

い。具体的な施策しないと意味がない。意識も大事やで。意識しました、意識しましたって意識して具体的な施策をやらしてもらわないといけない。公民館も書いてある。常に人権を意識し、適切な対応を行った。文句ばかりでごめん。そういう勘違いをしてしまう。何か人権意識、人権意識と言っているだけでやっているみたいに勘違いしてしまう。今、窪先生がおっしゃてみたい具体的に市民に対して何をするか。自分が意識しているだけなら駄目。

●事務局

生活環境課に確認したのですが、人権行政というのは窓口対応のことを書いていて、人権行政というのは何だと、その人の立場に立って考えるっていうところを意識して対応しているということを書いていました。

●榎原委員

何回も言いますが基本方針はこれでいいと思います。だから具体的に各課で何をしているのかということを確認してほしいなって思うのです。以上です。

●守屋委員

来年度ぐらいに障がい者差別解消法の条例の制定に向けて現在活動中だが、やはりどうしても私たちは、差別より合理的配慮とかいう言葉はすごく難しい。だからちょっとした配慮がなかったら私ら全然社会に参加できないのだという部分でこれからですね。本当に啓発は難しい。そういう何か基本的なものがあって啓発出来るのであって、意識を市民に高めてもらえるような。だから昔あったイベントをしていた、「まんだまんだフェスティバル」というああいう風なものもやっぱり、大変やけど、大事なのかなと思ったりもしています。

●窪会長

大変貴重な意見、ありがとうございます。これから法が執行されて行きますと実際に合理的配慮というのは、コミュニケーションの関係ですからね。今までみたいに杓子定規にね、こうすればいいっていう決まりがない訳ですね。だから当事者が本当にコミュニケーションしていかないといけない問題なので啓発の部分は、すごく大きく関わってくると思います。吉田委員その点、どうですかまさにそのお仕事に関わっているのです。

●吉田委員

非常に自分に言って自分に返って来るなって思っています。

●窪会長

案件3その他について事務局からお願いします。

●事務局

その他ということですが、今回の審議会につきましては、これをもって終わるのですが、次年度ですが、任期が6月末まででございます。これで次の審議会の連絡が来年の6月末、7月以降、実績報告のまとめ等ありますので、通常コロナがなければ、7月以降に開催をしていく訳ですが、任期が6月末ですので、また更新のお願いをさせていただきたいと思っておりますのでまた、再任、継続のお願いをしたいと思います。

●窪会長

本日案件は、全て終了いたしました。進行を司会にお返しします。

●事務局

本日も貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。今年度の審議会は今回の1回のみとなります。来年度につきましても、1回を予定しております。また、事務局から連絡させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。